

令和6年度

多摩市会計年度任用職員（補助スタッフ・短期）

登録者募集要項

令和6年度の会計年度任用職員（補助スタッフ）の採用に関して、以下のとおり登録者を募集します。

(1) 応募条件

- ① 年齢：年齢制限は特にありません。
 ② 資格：業務によっては資格を要するものもあります。詳しくは「多摩市会計年度任用職員（短期）の職種等についての希望調査表」をご覧ください。

※ 児童館補助員（児童館での勤務）の有資格者の資格要件は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員免許を有する方、保育士の資格を有する方。

※ 市外にお住まいの方も登録可能です。

●次に該当する方は、応募できません。

イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ロ)当市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ハ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 応募方法

下記の提出を受理した時点で登録となり、登録番号を付します。

右のQRコードまたはURLから登録してください。

URL：<https://logoform.jp/f/AgEkK>



※申込完了時にシステムより自動返信メールを送付しています。しばらく経ってもメールが届かない場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

※インターネット環境がない場合など、上記フォームからの申し込みが難しい場合は、持参または郵送での提出が可能です。

<持参または郵送の場合>

提出書類	①「履歴書」（市指定） ②「多摩市会計年度任用職員（補助スタッフ・短期）の職種等についての希望調査表」 ③資格証の写し（資格を必要とする職種）
提出先	多摩市役所3階人事課（郵送先については下記問い合わせ先を参照） ※郵送の場合、「特定記録」郵便で郵送してください。普通郵便で郵送した場合の事故については責任を負いません
受付時間	月曜日～金曜日（休日を除く）午前8時30分～正午 午後1時～午後5時

(3) 有効期限

- ・ 登録の有効期間は令和7年3月31日までです。
- ・ 提出書類に変更がある場合は、その際、新たに提出し直してください。また、登録期間中に登録を取り消す場合はその旨をご連絡ください。

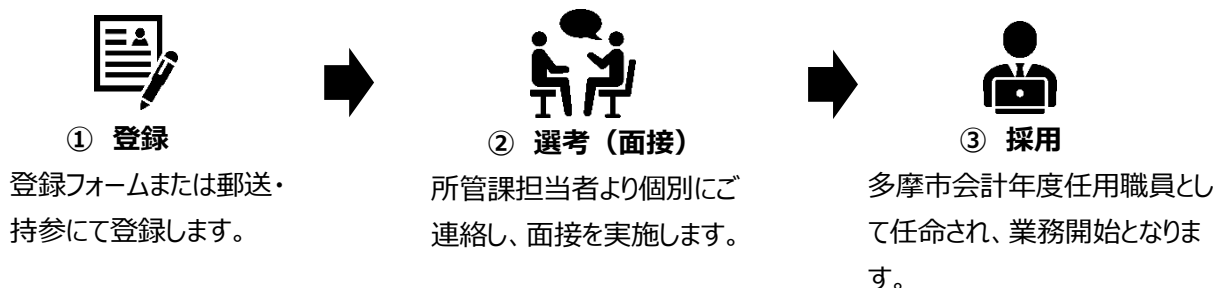
(4) 職務内容

- ・ 業務繁忙期における臨時業務、職員の補助業務（「多摩市会計年度任職員（補助スタッフ・短期）の職種等についての希望調査表」参照）

(5) 任用期間・勤務時間・賃金等

- ・ 任用期間は1年以内です。
- ・ 原則として1日7時間30分以内（1週間の勤務時間数は30時間以内）※職種により、土曜日、日曜日及び休日の勤務があります。
- ・ 多摩市会計年度任職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定によります。
- ・ 時給は別紙「報酬単価表」を参照してください。
 - ※ 別途通勤費支給（支給要件有）
 - ※ 別途期末手当支給（支給要件有）
 - ※ 採用前に報酬改定があった場合は、その定めるところによります。

(6) 登録後の流れ



(7) 注意事項

会計年度任用職員として採用されると地方公務員法の適用を受け、以下の義務が生じます。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

(8) 問合せ先

〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1

総務部人事課人事・人財育成係 TEL：042-338-6804（直通）